



豊島区の介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援計画作成研修

～高齢者福祉課 総合事業グループ～

平成30年9月12日



1. 介護保険制度の「総合事業」
2. 豊島区の現状と将来予測
3. 豊島区の総合事業の実施内容とサービス類型
 - 3-1 介護予防ケアマネジメント類型
 - 3-2 介護予防訪問事業（国相当基準訪問介護サービス）
 - 3-3 としま介護予防訪問サービス（訪問型サービスA）
 - 3-4 としまいきいき訪問サービス（訪問型サービスA）
 - 3-5 生活支援お助け隊（訪問型サービスB）
 - 3-6 短期集中訪問型サービス（訪問型サービスC）
 - 3-7 介護予防通所事業（国相当基準通所介護サービス）
 - 3-8 としまる体操
4. 総合事業基準緩和サービス従事者育成研修の開催
5. 平成30年度報酬改正（10月1日施行）

1. 介護保険制度の「総合事業」

【主 な 内 容】 全国一律の介護保険サービスの一部（要支援1・要支援2・事業対象者の介護予防訪問事業と介護予防通所事業）が、各自治体ごとのサービスになりました。

要介護認定申請の他に、基本チェックリストで「事業対象者」に該当すると、必要なサービスを受けることができます。

【制度の趣旨】 市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指しています。

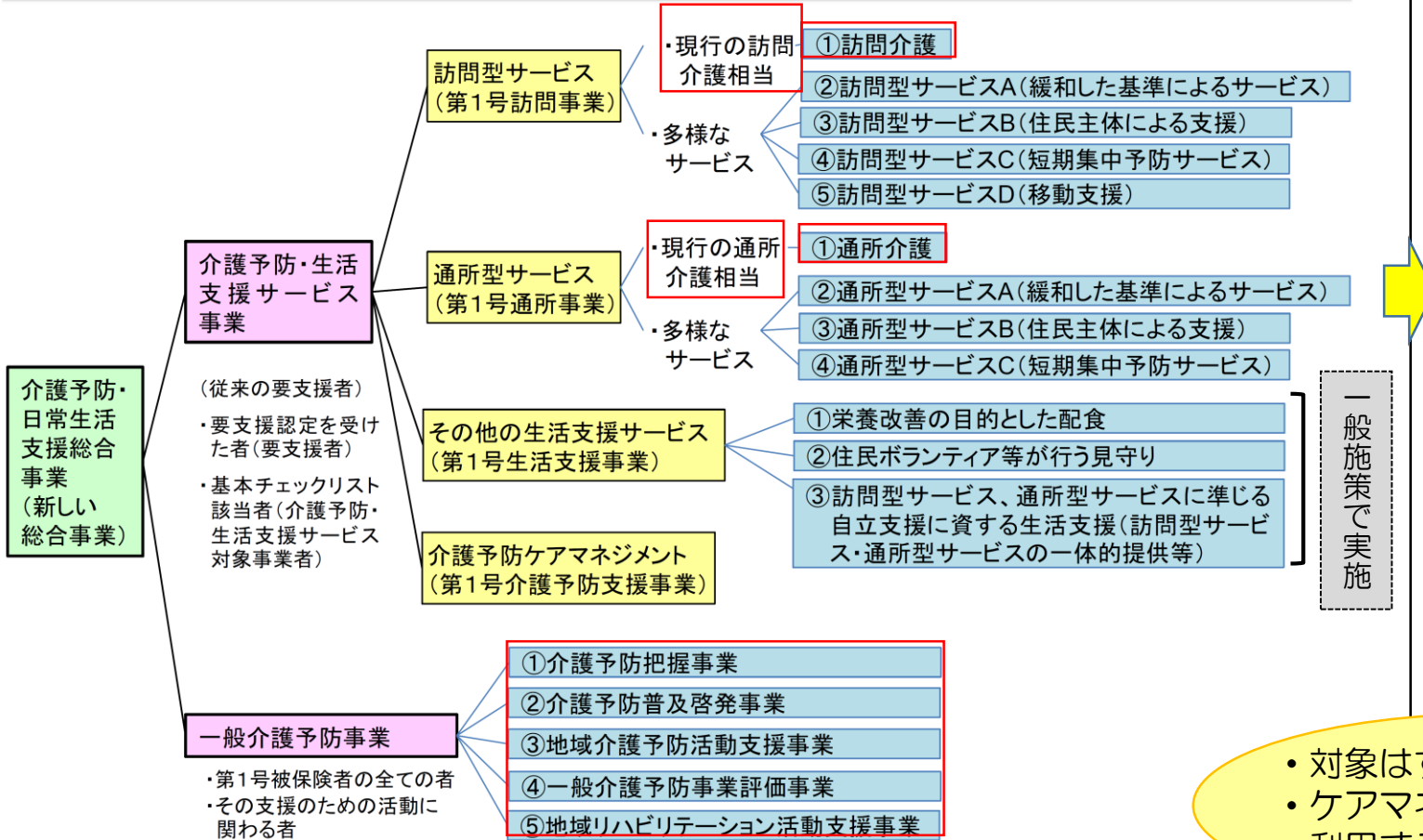
【開 始 時 期】 豊島区では平成28年4月から開始しています。

<国のガイドラインにより示されている体系>

豊島区の総合事業

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成例

(以下はサービスの典型例を示しているため、市町村はこれらの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討。)



介護予防ケアマネジメント

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防訪問事業

訪問型サービスA事業

訪問型サービスB事業

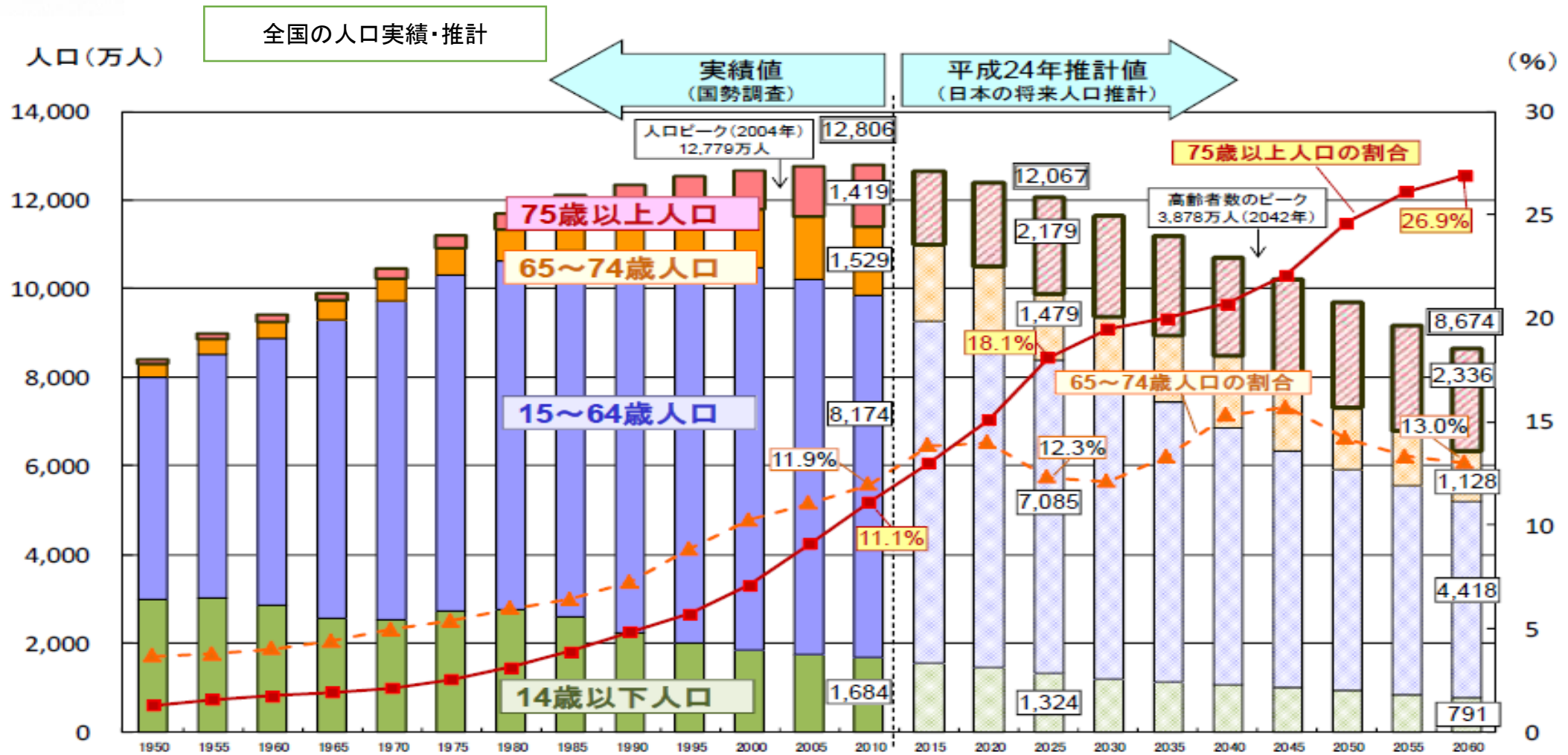
短期集中訪問型サービス事業

介護予防通所事業

一般介護予防事業

- ・対象はすべての高齢者
- ・ケアマネジメントを経ずに利用することも可能。

2. 豊島区の現状と将来予測



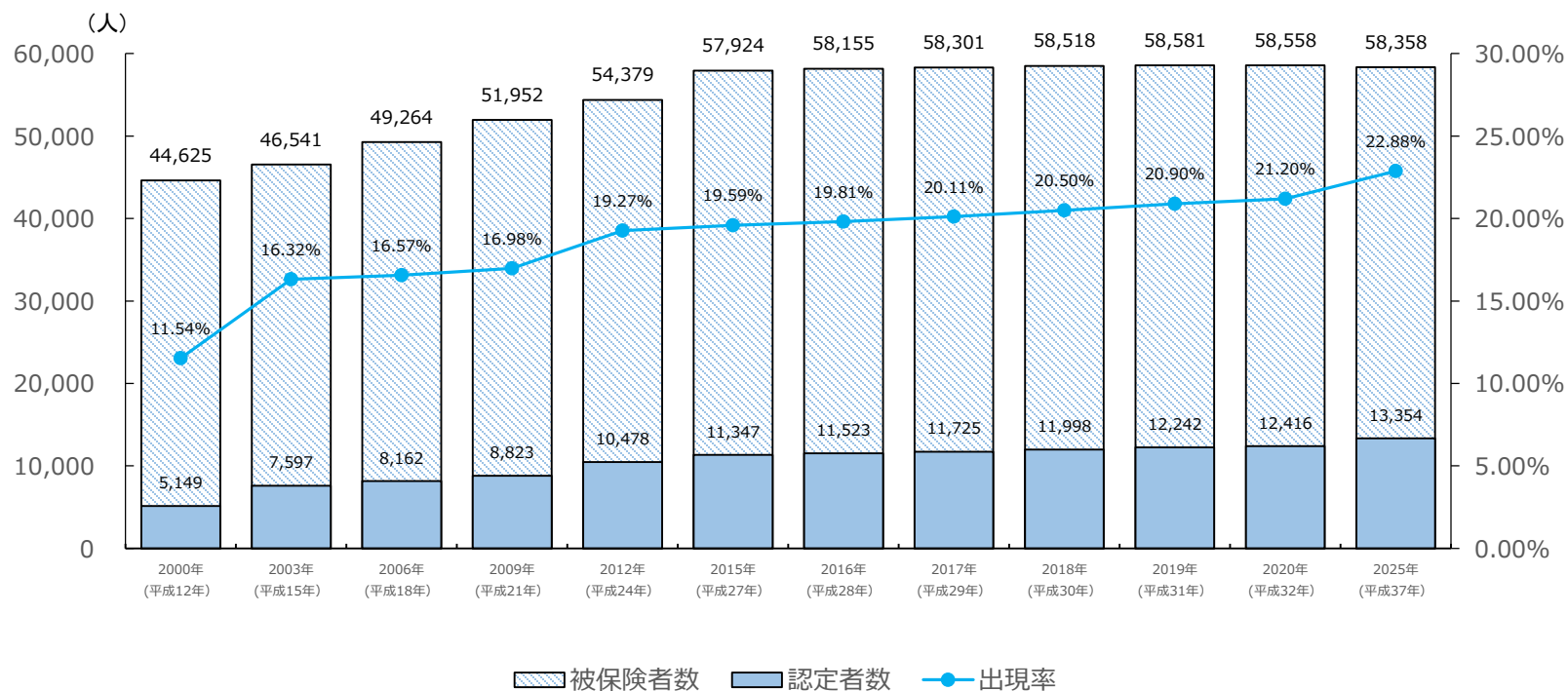
(資料)総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)出生中位(死亡中位)推計
2010年の値は総務省統計局「平成22年国勢調査による基準人口」(国籍・年齢「不詳人口」を按分補正した人口)による。

厚労省HPより

第1号被保険者数と要介護認定者数の推移と見込み

第1号被保険者数は平成31（2019）年を境に緩やかに減少に転じていくと推計
要介護認定者数は、各介護度ともに後期高齢者数の増加に伴い、増加を見込む

〔第1号被保険者数と認定者数の推移〕



3. 豊島区の総合事業の実施内容とサービス類型

- ◎基本チェックリストの実施
- ◎介護予防ケアマネジメントの実施
- ◎介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業の実施

	事業名	事業内容	自己負担額	対象者
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型 介護予防訪問事業及び訪問型サービスA	ホームヘルパーや研修修了者がご自宅に訪問して、利用者と一緒に調理や掃除等を行いながら日常生活上の支援を行うことで、利用者が要介護状態にならずに自立した生活を営めるようにします。	定率(1割～3割)又は定額(300円～900円)	要支援1・要支援2の方
	訪問型 短期集中訪問型サービス事業	3～6か月の期間で、リハビリテーション専門職等からリハビリテーション、口腔ケア、低栄養改善などのアドバイスを受けて、日常生活機能の向上に取り組めます。	無料	要支援1・要支援2又は事業対象者
	訪問型 生活支援お助け隊(訪問型サービスB)	区で実施する研修修了者がご自宅に訪問して、掃除等の家事援助をすることで利用者の自立した生活を支援します。	30分1回…300円 60分1回…600円	要支援1・要支援2又は事業対象者
	通所型 介護予防通所事業	デイサービスなどで、介護予防を目的とした運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの選択的なサービスを日帰りで受けられます。	1割又は2割	要支援1・要支援2又は事業対象者
一般介護予防事業	介護予防運動プログラム 他	HP又は冊子「いつまでもイキイキ生活」参照 担当:介護予防・認知症対策グループ	1回300円等	65歳以上の区民等

3-1・介護予防ケアマネジメント類型

平成30年度の豊島区介護予防ケアマネジメント全体構造							
名称等	ケアマネジメント種別	対象	報酬		ケアプラン最長期間	モニタリング (終了時評価)	サービス担当者会議
(総合相談)	—	自分で解決できる人	—		—	来所等	—
セルフプラン (介護予防手帳活用)	—	プランを自分でたてられる人	—		—	来所等	—
いきいきプラン	初回のみ介護予防ケアマネジメント	事業対象者	初月のみ	初回加算あり	—	利用開始3ヶ月後の状況を来所により把握し区へ報告	—
		要支援1・2					
すこやか生活プラン	原則的な介護予防ケアマネジメント	事業対象者	サービス利用期間の毎月	初回加算あり	6ヶ月(新規は3ヶ月)	介護予防支援と同程度	介護予防支援と同程度
		要支援1・2					
介護予防給付	介護予防支援	要支援1・2	サービス利用期間の毎月	初回加算あり	6ヶ月(新規は3ヶ月)	毎月実施(少なくとも3か月に1回の訪問確認)	サービス開始前及び必要時

注1) 事業対象者のケアマネジメントについて、有効期限をケアマネジメント依頼から1年とする。

注2) 事業対象者のケアマネジメントAの委託は原則しないが、特別の理由がある場合、ケアプラン3クール目から委託することができる。

豊島区における平成30年4月以降の訪問型サービス 利用内容別一覧

分類	国相当基準訪問型サービス	区独自基準訪問型サービス (基準緩和訪問型サービスA)		訪問型サービスB (住民主体のサービス)	訪問型サービスC
サービス名	①介護予防訪問事業	②としま介護予防 訪問サービス	③としまいきいき 訪問サービス	④生活支援お助け隊	⑤短期集中訪問型 サービス事業
コード	A2	A4		—	—
サービス内容	<p>右記②のサービス内容に無い以下の「身体介護」を含むサービスを実施する場合</p> <p>1-1 排泄・食事介助 1-2 清拭・入浴、身体整容 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助 1-4 起床及び就寝介助</p> <p>※サービス内容が②又は③に該当する場合も、公費助成対象の利用者については、このA2で請求する。</p>	<p>老計第10号により示された「身体介護」のうち以下のもの、及び「家事援助」 (身体介護) 1-0 サービス準備・記録等 1-5 服薬介助 1-6 自立生活支援のための見守りの援助 (家事援助) 2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 調理・配下膳 2-6 買い物・薬の受け取り</p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>老計第10号により示された「家事援助」のみ 2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 調理・配下膳 2-6 買い物・薬の受け取り</p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>老計第10号により示された「家事援助」のうち、以下のサービスのみ 2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 配下膳 2-6 買い物 ※調理と薬の受け取りを除く</p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>3～6か月の期間で、リハビリテーション専門職等からリハビリテーション、口腔ケア、低栄養改善などのアドバイスを受けて、日常生活機能の向上に取り組みます。</p>
利用者	要支援1又は2の方	要支援1又は2の方	要支援1又は2の方	要支援1又は2の方 基本チェックリストで事業対象者とされた65歳以上の方	要支援1又は2の方 基本チェックリストで事業対象者とされた65歳以上の方
サービス提供者	A2指定介護予防サービス事業所	A4指定介護予防サービス事業所		シルバー人材センター 豊島区社会福祉事業団	リハビリ専門職等
利用料(自己負担額の目安)	定率 (1割又は2割) ※8月以降は3割もあり	定額(1回あたり) 1割:300円・2割:600円・3割:900円(8月から)		30分300円・60分600円	無料

3 - 2 ・ 介護予防訪問事業（国相当基準訪問介護サービス）

【サービス内容】

- ・ 老計 10 号に示された身体介護及び家事援助
- ・ ただし、区独自基準の訪問型サービスAに該当するサービスがない場合に利用できる。

【サービス】

- ・ 公費助成に該当する場合は、サービス内容に関わらず本サービスを利用できる。
- ・ 同月内で訪問型サービスAと併用できない。ただし月の途中で変更になる場合は除く。

【ケアマネジメント】

- ・ 介護予防支援 又は 介護予防ケアマネジメントA（すこやか生活プラン）

【実施方法】

- ・ 豊島区からA2の事業者指定を受けた事業所により実施する。

【従事者】

- ・ 訪問介護員等

【事業者への支払方法】

- ・ 国保連経由で審査・支払（請求コード・・・A2）

3-3・としま介護予防訪問サービス（訪問型サービスA）

【サービス内容】

- ・老計10号に示された身体介護のうち、1-5服薬介助と1-6自立生活支援のための見守りの援助及び家事援助
※「利用者と一緒に手助けしながら行う掃除」も身体介護1-6に該当するため、本サービスで利用できる。
- ・同月内で国相当基準訪問介護サービスと併用できない。ただし、月の途中で変更になる場合は除く。

【ケアマネジメント】

- ・介護予防支援 又は 介護予防ケアマネジメントA（すこやか生活プラン）

【実施方法】

- ・豊島区からA4の事業者指定を受けた区内の事業所により実施する。

【従事者】

- ・訪問介護員等

【事業者への支払方法】

- ・国保連経由で審査・支払（請求コード・・・A4）

3-4・としまいきいき訪問サービス（訪問型サービスA）

【サービス内容】

- ・老計10号に示された家事援助
 - ※「利用者と一緒に手助けしながら行う掃除」は身体介護1-6に該当するため、本サービスではなく、「としま介護予防訪問サービス」になる。
- ・同月内で国相当基準訪問介護サービスと併用できない。ただし、月の途中で変更になる場合は除く。

【ケアマネジメント】

- ・介護予防支援 又は 介護予防ケアマネジメントA（すこやか生活プラン）

【実施方法】

- ・豊島区からA4の事業者指定を受けた区内の事業所により実施する。

【従事者】

- ・訪問介護員等または区研修修了者

【事業者への支払方法】

- ・国保連経由で審査・支払（請求コード・・・A4）

3 - 5 ・ 生活支援お助け隊（訪問型サービスB）

【サービス内容】

- ・ 家事援助サービス（老計10号の家事援助のうち、調理と薬の受け取りを除く）

【ケアマネジメント】

- ・ 当サービスのみの場合は、原則、介護予防ケアマネジメントC（いきいきプラン）
※再委託不可
- ・ その他のサービスも併用した場合は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントA（すこやかプラン）

【実施方法】

- ・ 区に実施登録した団体による。シルバー人材センターと豊島区社会福祉事業団で実施。
（従事者は、区で実施する研修修了者です。29年度は74名育成。）
- ・ 利用期間・・・1年間（再申請により引き続き利用可能）

【利用料】

- ・ 30分・・・300円、60分・・・600円（負担割合に関わらず同額）
※給付管理対象外

【利用可能回数】

- ・ 事業対象者・要支援1・・・週1回まで、要支援2・・・週2回まで

3 - 6 ・ 短期集中訪問型サービス（訪問型サービスC）

【サービス内容】

- ・ リハビリ専門職・歯科衛生士・管理栄養士による3～6か月の短期間訪問サービス
 - ・ リハビリテーション・口腔ケア・低栄養改善（※） プログラムがある。
- （※）低栄養以外に、糖尿・腎臓等、食生活改善が必要な方も利用できる場合があります。

【ケアマネジメント】

- ・ 介護予防支援 又は 介護予防ケアマネジメントA （すこやか生活プラン）

【実施方法】

- ・ 区と委託契約したリハビリ専門職等が訪問

【利用料】

- ・ 事業対象者、要支援1・2 いずれも 無料
- ※給付管理対象外

平成30年度の総合事業（通所型サービス）の報酬等

	総合事業（介護会計）	
サービス	国相当基準通所介護サービス	住民主体の通いの場 （一般介護予防事業）
コード	A6	—
名称	介護予防通所事業	介護予防センター・としまる体操等
指定基準	人員・設備・運営基準全て従来の予防給付と同じ	—
内容	通所介護と同様のサービス	・徒歩で通える範囲の場所（自宅含む）で週に1回以上数人で集まって体操を行う。
対象者	要支援1・2、事業対象者 ・その他の通いの場の利用が難しい方 ・利用継続が必要な方	概ね65歳以上の区民
サービス提供者	事業者指定	区民（ボランティア等）
利用の上限	要支援1・事業対象者：1,647単位／月 要支援2・事業対象者：3,377単位／月	—
単位の上限	事業対象者、要支援1：378単位／回 要支援2：389単位／回	としまる体操を実施する区民の方には、体操音源CD、介護予防手帳を配布
加算	従来どおり	—
減算	従来どおり	—
利用者負担額	定率負担（1割又は2割）H30年8月から3割あり	なし（グループにより実費程度）

3 - 7 ・ 介護予防通所事業（国相当基準通所介護サービス）

【サービス内容】

- ・ 従来の通所型サービスと同じ

【ケアマネジメント】

- ・ 介護予防支援 又は 介護予防ケアマネジメントA（すこやか生活プラン）

【実施方法】

- ・ 豊島区からA6の事業者指定を受けた事業所により実施する。
※区域外事業所については、平成29年度中に請求実績がある事業所に限る。

【従事者】

- ・ 通所介護事業者の従事者による

【事業者への支払方法】

- ・ 国保連経由で審査・支払（請求コード・・・A6）

3-8・としまる体操

スクワットや立ち上がりなど10種類の運動（抗重力筋肉のスロートレーニング）
「先生」「生徒」の関係ではなく、輪になって行う

- ★平成28年「介護予防機能強化事業」の中で東京都健康長寿医療センター監修のもと制作
- ★3ヶ月の区民モニターによる、効果測定を経て誕生。



③お尻上げ：10回

【方法】①椅子に浅く腰掛け、足を肩幅に開いて座る。

②1.2.3.4でお尻を上げ、5.6.7.8で下ろす。

【鍛える部分】大腿四頭筋（太ももの前側の筋肉）

【効果】立つ、歩く、座るなどの動作が安定し転倒を予防する。



②足指運動・つま先上げ：10回

【方法】①1.2で足の指をギュッと握り、3.4で開く。

②5.6でつま先を上げ、7.8で下ろす。

【鍛える部分】足底筋（足の裏の筋肉）、前頸骨筋（すねの筋肉）

【効果】重心位置が前方になり後方への転倒を予防する、しっかりとつま先が上がって歩けるようになり転倒を予防する。

4. 総合事業基準緩和サービス従事者育成研修の開催

訪問型サービスAや訪問型サービスBの担い手となる区民が、要支援者等に対して介護予防に資する適切な支援を提供できるように、区が主体となり研修を実施しています。

【実施時期】 第1回 7月30日～ 8月1日 終了
 第2回 11月23日～ 11月25日 予定
 第3回 平成31年2月頃 実施予定

【受講者】 研修参加者を広報等で募集し、研修を実施

【研修修了者】 介護サービス事業所と就職相談・面接会実施

5. 平成30年度報酬改定（10月1日施行）

【改正の内容】

改正内容の詳細については、平成30年8月29日付の事務連絡でケア倶楽部にて配信済み。

【報酬関係】

- 1、介護予防訪問事業（訪問介護従前相当サービス費）・・・A2
 - ①生活機能向上連携加算の要件等変更
- 2、介護予防通所事業（通所介護従前相当サービス費）・・・A6
 - ①生活機能向上連携加算（新設）
 - ②栄養スクリーニング加算（新設）

※ サービスコード表及び単位数マスタについては、豊島区ホームページに掲載予定です。

- 平成30年度以降の総合事業における国が定める単価について、平成30年度介護報酬改定の趣旨や内容を踏まえ、一部見直しを行う。
- ただし、総合事業の基本報酬は、訪問介護・通所介護と異なり、支援内容、時間、規模等の区分がない月額包括報酬となっていること等により、給付における見直し内容を反映することが馴染まないものについては、従来の単価を維持する。
- 市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定する。

訪問型サービス

- 訪問型サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する（生活機能向上連携加算（Ⅱ））。
- 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、
 - ・ 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること
 - ・ 当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うことを評価する（生活機能向上連携加算（Ⅰ））。

<現行>

生活機能向上連携加算 100単位/月



<改定後>

生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位/月（新設）
生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位/月

- 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について建物の範囲等を見直すとともに、一定の要件を満たす場合の減算幅を見直す。

<現行>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（ <u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る</u> ）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）



<改定後>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） ※ 15%減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化については事業への適用は行わない。

- 訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。
- サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。
 - ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設ける。
また、初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止する。
 - イ 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。
 - ウ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

通所型サービス

- 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する。
生活機能向上連携加算 200単位/月（新設）
※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月
- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。
一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。
※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
- 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上確保していること。

<現行>		<改定後>
栄養改善加算 150単位/回	⇒	変更なし

豊島区の総合事業 所管一覧（平成30年度）

担当	内容
高齢者福祉課 総合事業グループ (電話 03-4566-2435)	国保連事務（訪問・通所・ケアマネジメント費他）
	過誤申請、エラー関係
	高額介護予防・高額医療合算介護サービス費
	基本チェックリスト・ケアマネジメント届出書
	訪問型サービスA・B・Cについて
	総合事業基準緩和サービス従事者育成研修
	各種 加算関係
高齢者福祉課 基幹型センターグループ (電話 03-4566-2431)	地域ケア会議
	ケアマネジメント
	ケアマネジャー研修
介護保険課 事業所指定グループ (電話 03-3981-1474)	事業所指定